【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月13日
【会社名】	株式会社リケン
【英訳名】	RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 ＣＥＯ 兼 ＣＯＯ　　伊藤　薫
【本店の所在の場所】	〒102-8202東京都千代田区三番町８番地１
【電話番号】	03-3230-3911 （代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部業務管理部経理室長　　中島　正郎
【最寄りの連絡場所】	〒102-8202東京都千代田区三番町８番地１
【電話番号】	03-3230-3911 （代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部業務管理部経理室長　　中島　正郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　　149,580,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	27,700株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

（注）１．募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、平成30年５月23日開催の当社取締役会及び平成30年６月22日開催の当社第94回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、平成30年７月13日付けの当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者を除く。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに当社の執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者に限る。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間及び平成30年４月から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く。）６名及び執行役員10名（以下、「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、当社は、本制度に基づき譲渡制限期間の異なる二種類の譲渡制限付株式を割り当てるにあたり、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第１項及び所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

① 譲渡制限期間

割当対象者は、その割当てを受ける譲渡制限付株式のうち一部（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ型」といいます。）につき平成30年８月10日から平成32年８月９日までの期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、その余の譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ型」といいます。）につき平成30年８月10日から平成60年８月９日までの期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、それぞれ第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、平成30年８月10日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ型及び譲渡制限付株式Ⅱ型を、当該退任の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、譲渡制限付株式Ⅰ型につき本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点又は譲渡制限付株式Ⅱ型につき本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、総称して「期間満了時点」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型がある場合には、それぞれ期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、平成30年８月10日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、それぞれ期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、期間満了時点よりも前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型に係る譲渡制限を解除するものとします。なお、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の数は、在任月数に応じて調整することといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、譲渡制限付株式Ⅰ型及び譲渡制限付株式Ⅱ型について記載又は記録する口座の開設を完了し、これらに係る譲渡制限がそれぞれ解除されるまでの間、それぞれ譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限付株式Ⅰ型につき本譲渡制限期間Ⅰの期間中又は譲渡制限付株式Ⅱ型につき本譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日がそれぞれ期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」といいます。）には、当社取締役会決議により、在任月数に応じて調整した数の譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の全部をそれぞれ当然に無償で取得するものといたします。

２．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

３．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	27,700株	149,580,000	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	27,700株	149,580,000	―

（注）１．第１［募集要項］　１［新規発行株式］　（注）１．「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に割り当てる方法によります。

２．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

３．現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者を除く。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに当社の執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者に限る。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間及び平成30年４月から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は下記の表のとおりです。

４．本自己株処分により割り当てる本割当株式は譲渡制限付株式Ⅰ型と譲渡制限付株式Ⅱ型の株式数の合計であり、内訳は以下のとおりです。
譲渡制限付株式Ⅰ型：10,100株
譲渡制限付株式Ⅱ型：17,600株

	割当株数		払込金額	内容
	Ⅰ型	Ⅱ型		
当社の取締役　：６名（※）	4,800株	10,000株	79,920,000円	当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間分
当社の執行役員：10名	5,300株	7,600株	69,660,000円	当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間分（ただし、平成30年４月に新たに執行役員に就任した執行役員については、当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間及び平成30年４月から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間分）

※　社外取締役を除く。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
5,400	―	100株	平成30年８月９日	―	平成30年８月10日

（注）１．第１［募集要項］　１［新規発行株式］　（注）１．「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
３．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
４．本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者を除く。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに当社の執行役員（平成30年４月に新たに執行役員に就任した者に限る。）に対する当社第94回定時株主総会から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間及び平成30年４月から平成31年６月開催予定の当社第95回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リケン 経営管理本部　経営企画部	東京都千代田区三番町８番地１

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
―	―

（注）　譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
―	3,000,000	―

（注）１．金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
２．発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
３．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第94期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）　平成30年６月25日関東財務局長に提出

２【訂正報告書】

訂正報告書（上記１の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年６月27日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年７月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年７月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リケン　本店
（所在地）東京都千代田区三番町８番地１
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。